

## 1. 「歯科口腔の健康づくり」について一般質問しました。



『9月県議会』は、9月17日(水)から10月7日(火)まで、21日間の会期でした。

私は、9月29日(月)、一般質問に登壇しました。今回の質問は「福岡県歯科口腔保健推進計画の進捗ならびに医療費適正化について」でした。

質問の骨子は、「歯・口腔の健康は全身の健康の基礎である。近年、とくに歯周病が生活習慣病等の発症に深く関与していることが指摘されており、また、メタボリックシンドロームならびに成人病対策に歯科口腔保健がきわめて重要であり、その対策が求められている。高齢期における8020を達成し、健康長寿を成し遂げるためにも、乳幼児期からの歯科口腔の健

康づくりが必要であり、そのことが本県医療費の適正化にもつながる。」というものです。

本県の歯科口腔保健の推進に向け、一層、尽力して参ります。

## 2. 『危険ドラッグ規制条例』制定を求めた結果、12月議会で制定されます。

合法ドラッグ  
脱法ハーブ



これらの名称は、違法な販売者が勝手につけたものです。

本当は

**全部危険な薬物!!**



本年2月4日、中央区渡辺通で発生した危険ドラッグを吸引しての暴走運転事故は、周辺の車両を次々と巻き込み、歩行者も含め、15人が重軽傷を負うなど、社会に大きな衝撃を与えました。

この大事故を踏まえ、私は本年2月の『予算特別委員会』において危険ドラッグ対策について質問し、「脱法ハーブという名称を改めること」、「ドラッグを使用して運

転した場合の取り締まりを強化すべき」ということを知事と県警本部長に求めました。そして、「危険ドラッグを使用しての運転取り締まり条例を制定すべき」と知事に求めました。

その後、今『9月県議会』中の会派代表者会議(10/1)において、危険ドラッグ規制条例の制定が取り上げられ、審議の結果、12月県議会で議員提案による条例として『危険ドラッグ規制条例』を制定する運びとなりました。

私も質問として取り上げた政策であるだけに、全国初の議員提案条例として「危険ドラッグ規制条例」(罰則付条例)が制定されることを大変期待しています。

## 3. 『決算特別委員会』の委員として審議に臨みます。



10月28日(火)より『決算特別委員会』が開会されます。会期は11月7日(金)までです。

『決算特別委員会』は、「平成25年度(2013年度)福岡県一般会計決算」などの決算議案を審議します。

私は委員としてしっかりと質問を作り上げ、決算審議に臨みます。

←決算特別委員会室